



週報

2015～2016 年度 RI 会長 K.R. ラビンドラン
RI のテーマ 『世界へのプレゼントになろう』
第 2570 地区 ガバナー 高柳 育行

国際ロータリー
第 2570 地区

狭山中央ロータリークラブ

〔例会会場〕 狭山東武サロン 〒350-1305 狭山市入間川 3-6-14 TEL 04-2954-2511
〔事務所〕 〒350-1305 狭山市入間川 1-24-48 TEL 04-2952-2277 FAX 04-2952-2366
<http://www1.s-cat.ne.jp/schuohrc/E> - mail:schuohrc@pl.s-cat.ne.jp
会長 江原伸夫 会長エレクト 佐藤圭司 副会長 浜野貴子 幹事 小島美恵子

〔第 3 グループ内の例会日〕 狭山(金)、新狭山(月)、入間(木)、入間南(火)、飯能(水)、日高(火)、狭山中央(火)
所沢(火)、新所沢(火)、所沢西(火)、所沢東(木)、所沢中央(月)

第 1054 回(9 月 8 日)例会の記録

点 鐘 江原伸夫会長
合 唱 四つのテスト
第 2 副 S A A 小澤君 坂本君

※出席報告

会員数	出席者数	出席率	前回修正
36名	29名	80.00%	88.57%

会長の時間

江原会長



こんにちは。今日は高校野球についてお話したいと思います。U-18W杯では一昨日の決勝で米国に敗れ、残念ながら前回同様準優勝で幕を閉じましたが、日本代表に選出された選手一人一人がどう育っていくのか将来が楽しみになりました。

また先月 6 日に始まり、20 日に東海大学付属相模原高校の優勝で幕を閉じた「夏の甲子園 2015 第 97 回全国高校野球選手権大会」ですが、録画を一回戦から観ていて感じたことがあります。創設 100 年目の記念大会という事もあり、NHK では別途番組を設け、県ごとの記憶に残る過去の試合の映像などを放映するなどしておりましたので、今日はその当時の映像と今年の試合結果を重ねて私の感じたことを話させていただきます。ベスト 16 チームの地区ごとの内訳を見ましたら、

関東 6 ・ 甲信越 1 ・ 東北 4 ・ 東海 1 ・ 北陸 1 ・ 近畿 1 ・ 九州 1 ・ 沖縄 1 という結果となっており、準々決勝では、関東 4 ・ 東北 2 ・ 九州 1 ・ 沖縄 1 となり、準決勝には、関東 3 ・ 東北 1 となって、決勝は、関東と東北で争われました。ベスト 8 の段階で近畿・中国・四国勢の 3 地区が残らなかったのは第 76 回大会以来 21 年ぶりのことだそうです。一方で東北勢は今大会で 6 校中 4 校が初戦を突破しており、かつては「西高東低」とも言われていた甲子園大会も、数年前からは「東高西低」の様相になりつつあるようです。

2003 年の常総学院(茨城)の優勝、04 年・05 年の駒大苫小牧の 2 連覇、東日本勢が勝ち続けていたところに、あの「2006 年の早実一駒大苫小牧の再試合を含めた決勝戦」という熱戦がありました。日本中が熱狂しましたが、当時の 7・8・9 歳の子供たちが現在の高校生となっており、その時の感動は深く脳裏に刻まれているはずで、関西のみならず、西日本の有力選手が東の名門校を目指すきっかけになっているはずだろうと思われます。また東西の監督の年齢の差にも多少の影響があるのではないのかなと思っています。かつて桑田真澄・清原和博のいる PL 学園を破り優勝した 1984 年の取手二高の監督は、当時 53 歳のあの強いキャラクターで知られた木内幸男監督でした。桑田投手は当時のことを次のように語っています。「野球は寡黙にひたむきに、歯を見せないで厳しい練習に耐え抜く、というのが当時の常識でした」「あれほど厳しくどこの誰よりも苦しい練

習を重ねてきて、負けることなど絶対にないと信じていた自分たちが、なぜ負けたのかを知りたくてそっと取手二高までその練習風景を見学にいきました」と言っており、そして愕然としたそうです。「練習時間も短く、選手たちは皆笑顔で楽しそうに練習に取り組んでいて、なぜこんなチームに負けたのか」でも「実際に取手二高は『のびのび野球』で優勝しました。これは当時の常識を覆すことでしたから、自分なりに勉強しました。」その結果、彼は1つの考えにたどり着いたそうです。「スポーツは自分で考えて行動することも、監督コーチの指示もある程度必要で、これをうまくミックスしていくというのが大事」「正解は1つではない。正解にもいろいろな方法があることを学びながら、うまくその時、その人その状況に合ったものを上手に使ってミックスしていくことが大事だと。固定観念にとらわれず、常識を疑っていくことを学びました。」とっております。

今大会を見て、一概には言えませんが、45歳以下の比較的若い監督は東日本に15人おり、西日本の9人を上回っています。

臺の立った古いタイプの監督たちの多くは、現代っ子の扱いづらさをぼやいているが、このことはいつの時代にも言われていることで、殴ることや、言葉の暴力も含め、「ああしろ、こうしろ」では、特に今の若い世代は動きません。きちんと理由を説明し、納得させることが必要とされ、その点、年配の監督よりも年齢の近い若い監督の方が、彼らとの付き合い方にも長けているでしょう。

あるスカウトはこう観ているそうです。「近年は関西の子でも地元の強豪校を避ける傾向がある。指揮官の年齢に加えて荒っぽい土地柄もあって、1年生はどんなにうまくても球拾いだけ、先輩のしごきも尋常じゃない、といった名門校も少くないですからね」と。西日本勢が東日本勢に圧倒されつつあるのは不思議でも何でもないことなのでしょう。

また、このような傾向はどのスポーツの世界でも、一般社会でも、いつの時代でも指導する側とされる側の対応課題となっているようですが……。

幹事報告

小島幹事

1. 地区より 職業奉仕部門分科会にご出席のお礼と報告について
2. 1 1月ロータリー月間卓話派遣依頼申し込みについて
3. 第3グループ第2回会長・幹事会開催、及び会費納入について
4. 狭山市交通安全対策協議会より、秋の全国交通安全運動に係る啓発活動について
5. 2570 地区大会チャリティーゴルフ・コンペ開催参加の依頼について（再度回覧）
6. 例会臨時変更 飯能 RC 所沢西 RC
7. 受贈会報 所沢中央 RC 所沢西 RC
8. 回覧物 難民をたすける会 AAR ニュース9

《2014-2015年度会計監査報告》

会計 野口留雄会員

お手元に配布させていただきました決算書（決算書読み上げ）の通り間違いのない事を報告させていただきます。

監査 小澤泰衛会員

8月27日、会計担当の野口会員立ち合いの基で会計監査を実施し、適正に処理されていると認めましたが、監査の結果、気付いた点をお知らせします。

1. 収入支出の項目の中で、予算額と決算額に著しい差異を生じている項目が見受けられる。予算の策定に当たっては既往の決算実績を参考にしたり、プログラム等に沿い可能な限り予想し得る収支費用を計上するか、補正予算を組むなどして会員に収支内容を開示するのが適正ではないかと思われます。
2. 年会費の受入れ・会員の預託金費の収支、クラブ運営費・奉仕活動費等の支払い、特別会計、積立金などの出納事務及び預金取扱事務に繁雑さが認められるので将来検討の余地があると思われます。

「会員卓話」・・・・・・・・

小林 奈保絵 会員

こんにちは。

本当に僭越ですが、この時間を引き受けさせて頂きました。今日は、高齢者虐待の問題について知って頂きたくお話し申し上げます。



先々週の日曜日の夜、NHKで“老後破産”という番組をご覧になった方はおいででしょうか。あの状況下で、高齢者虐待の問題が起きるケースが多々ございます。

番組で取り上げられていた一例ですが、公営住宅で单身生活をしている父親のところへ、息子が職を失い戻ってきて同居を始めました。それまで父親は、少額の年金と生活保護で、特に困ることもなく生活ができていました。生活扶助、住宅扶助、医療扶助もあったようでした。ところが、いわゆる働ける可能性のある息子が同居したために、生活保護が全て打ち切りになってしまいました。しかし息子に収入がないので、父親の年金で2人分の生活費を賄わなければならなくなりました。家賃も払わなければなりませんし、高齢ですから医療費もかかります。父親の預金通帳の残高が映し出されていましたが、残高が300円台でした。こういう切羽詰った状況下で、ストレスが溜まってしまい高齢者虐待がおこることが多いのです。

生活保護制度は、若者が職を得たくても得られない、収入を得られない社会状況を想定していないし、高齢者虐待の問題は、若者の雇用の問題、近隣の無関心といった地域社会の問題、ひいては高齢者と若者の自殺問題等と関連した、大きな社会問題であるとも言われています。

高齢者虐待は、年間1万3千件以上も報告されていますが、同居家族によるものが80%以上あり、被虐待者が虐待者とのみ同居している場合に、つまり二人暮らしですが、息子による虐待が40%を越え、夫による虐待が29%を占めるということです。虐待ケースで一番多いのが、母親を介護している息子ということになります。

ということは、母親と息子に対する支援が必要ということになります。息子というのは、たいていの場合お母さんが大好きです。大好きなお母さんのために仕事を辞めて、介護をしようとなさいます。後先も考えずに、というのは酷な気も致しますが、母親の収入が年金しかないにもかかわらず、仕事を辞めて同居し、介護に立ち向かおうとします。しかし無理がでできます。まして母親に認知症の症状がでようものなら、感情が先に立ち、二人暮らしですから、手をあげてしまうという経過を辿ることが多いようです。男性は、失礼ながらプライドが邪魔をすることがあって、支援を求められず、支援の手の及ぶことが遅れてしまうケースが多々あるようです。

いわゆる高齢者虐待防止法、正式な法律の名称は、『高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律』と言います。虐待者だけでなく擁護者、つまり高齢者のお世話をしている人に対しても、支援の手を差し伸べようという法律です。

高齢者虐待防止法違反ということで、擁護者、この場合は娘さんが、現行犯で逮捕されるという事件がありました。父と娘の二人暮らしで、父親を心配した別居の息子さんが、行政に相談したというケースです。息子さんも、娘さんの拒否で、お父さんに会うことすらできないといった状況でした。高齢者虐待防止法違反事件第一号ということで、ネットにもしばらくは実名入りで載っていました。その頃から娘さんは、精神的なご病気であったと思われまふ。その当時は猫、それも何匹もの野良猫に餌を与え、キャットフードの空缶が、玄関からあふれ出ている写真が掲載されていました。悪臭で、近隣からの苦情もあったようです。現在も猫を飼っていて、色々工夫をしているのですが、やはり完全に臭いを消すことはできないままです。

行政や福祉関係者が、娘さんに何度も働きかけ、父親を保護しようとしたのですが、プライバシーの侵害だと応じなかったようです。また、顔は見せないけれど奥の方から父親の「困っていない」という声がするので、しばらくは行政の関係者も手をこまねいていたようです。しかし行政がこの法律を適用しようと警察に要請し、父親の保護に踏み切

ったという経緯です。父親は施設に保護され、娘さんは容疑者となり現行犯で逮捕され、留置場に入れられてしまいました。平成20年のことです。西東京市のことですが、私は、行政の担当者はよく決断したと思います。

擁護者、つまり娘さんにも支援の手が差し伸べられました。障害年金の支給開始手続きと、精神病院での治療です。そして父親が認知症と診断され、成年後見制度を利用しようということとなり、私を候補者として家裁に申立をし、現在も後見人としてお付き合いを致しております。

ご本人は国家公務員であったので年金が多く、有料老人ホームに入居することができ、その選定と契約も私が致しました。もう93歳になられますが、穏やかに過ごされておられます。娘さんは留置場には入りましたけれども、裁判まではいかず、この方のご病気ですので、今はお父さんのご自宅で暮しています。

東日本大震災で自宅の壁に亀裂が入り、ご本には住んでおられないのですが、娘さんがお一人で住んでいるのでリフォーム工事をしたのですが、その後もそれだけでは足りず、また何百万もかけてリフォームしています。やはり娘さんにご病気ということもあって、家の中をきれいにしておくことができずにおり、猫がいて臭いだけでなく、缶詰めもきちんと洗えない、物が捨てられないでいます。現在はヘルパーさんの手を借り、病院にも通い、落ちついてきておりますが、ヘルパーさんはやはり臭いには悩まされているようです。

また、夫による虐待ケースも経験しています。ご夫婦二人暮らしで、妻が認知症というケースでした。介護事務所から、妻の身体にあざがあるという通報があり、市役所が動いたケースです。認知症とは口では言えないようなこともあり、大変であったと思います。

先ほどの法律では、発見者の通報義務があり、擁護者の虐待を発見したものは、速やかに市町村に通報しなければならないとあります。これは国民の義務ですから、私達自身にも発見した場合、速やかに通報する義務があるということになります。

市役所から相談があり、当初から関わったのですが後見申立まで半年以上かかりました。まず、夫

と妻を引離し、今は老人ホーム等に入るときには契約をするのですが、昔は措置とあって、市役所が勝手に施設等を決めておりました。それが無くなったわけではなく、措置でなかば強制的に施設に入所させることを提案したところ、夫の強い抵抗にあうかと思いきや、スムーズに特別養護老人ホームに入所することができたようでした。夫も認知症の妻を持って余っていたのだと思います。

次は夫の番ですが、年金が月にして3万円位しかなく、妻の年金をあてにし、しかも妻名義で借金もしていました。大声で、「俺の扶養はどうなるんだ」などと、どなっていました。手が不自由ということもあって、仕事がなかなかできなかったのかとも思います。

市役所は妻の入所がうまくいったものですから、私に、夫に内緒で後見の申立をしてしまいましたよと言ってきました。そんな事をしたら後見人が大変です。後見人は、ご本人の財産を預かり、管理します。後見が開始すると、銀行へ後見届をし、後見人のハンコでしかお金をおろせない手続きを致します。今までのカードも使えなくなります。夫の怒りは、目に見えています。その事を夫に納得してもらうのに、時間がかかってしまいました。結局は市役所が私に相談をしながら、対応してくれました。

預貯金がゼロに近く、後見人の、つまり私の報酬もないのだという事がわかりました。家賃や公共料金の援助を申し出、夫がした借金も妻の財産から返済するのだということで、失礼ながらやっとおとなしくなって下さいました。ご自分の非を認めたくないのでしょうかね。今後、非難される事がないのだということもわかったのだと思います。後見が開始した後は、パチンコもやめ、毎日のように妻の施設で長い時間を過ごされていましたが、3年後にお亡くなりになりました。

銀行のカードローンのほかに、介護保険料の後期高齢保険料等の滞納もあり、妻の施設利用料の支払いも、もちろん後見が開始するまで払えませんでしたので滞っていました。この方の借金の返済には本当に頭を悩ませたものですが、ようやく私の報酬も4年目に頂けるようになりました。妻の年金の額が多かったという事も幸いしました。

夫の死亡後にわかった事です、申請すれば支給される年金がありました。それは社会保険庁から連絡があってわかったのですが、年金を申請する時に職歴等を書く欄があります。しかし社会保険庁はきちんと教えてくれず、ヒントしか与えてくれないのです。そして自分で書けというのです。私はわからないので、娘さんに聞いたりしながら、結局は社会保険労務士さんをお願いをして、申請致しました。すると遡った金額で約1千万円支給されました。残念ながらその知識が欠如していたのでしょう。それがあれば夫も苦しまずに済んだかもしれません。でもご本人はいきなりお金持ちになって、私も毎年報酬を頂戴しています。

こうして行政や福祉関係者と連携して関わり、虐待されているご本人の判断能力に問題がある場合は、成年後見制度を利用する事で、さらに虐待をしている擁護者、息子さんや娘さんが、自分自身の生活を考えることができるようになるものと思われまます。

しかし今の時期、何の資格や技術も持たず、政府もやっと就労支援プログラムという制度を設けた様ではありますが、先は長いのかなと思わざるを得ません。こうした虐待の問題は、とても深刻な問題ではあるのですが、関わっていくと皆悪い人ではないと思います。やむにやまれずこうなってしまったということがあるので、支援の制度があるということは、とても大切なことだと思っています。

固いお話しばかりではなく、ご本人やご本人に対処している関係者に失礼ではありますが、おもしろく、ちょっと笑ってしまう方がおいでになりましたので、ご紹介します。

最近申立をした事例で、とても大変なケースということで、私のところに回ってきました。施設に入られておられますが、ご自分がどこで暮していたか等、昔のことは覚えていらっしゃる、銀座にお住まいだったので、それが御自慢だったのですが、現在は施設にも馴染まれ、あまり家に帰るともおっしゃらなくなりました。

在宅の時は行政も含め、福祉関係者が大変な思いをしていました。というのも、全く疑う余地のない、認知症を患っている方でしたが、ご自分は微塵

もそんなことは感じていないので、介護施設からヘルパーさんの訪問があると、「私は頼んでいないのに、ヘルパーがきた。～をされた。」と役所に度々苦情がいきます。ある時は自宅がわからなくなって、警察に保護されて、その介護施設に泊まったこともあるのに、その介護事業者への苦情がいきます。

そんな状況ですから、私は後見人です等と言うものなら、忽ち信頼を失ってしまいます。大抵ご本人には私が後見人になると申し上げるのですが、今回は申し上げず、市長が申立人となって申立を致しました。現に後見開始の審判書が本人のところにも届くのですが、家庭裁判所にも、市役所にも、包括支援センターにも苦情がきました。でも、目の前にその封筒がなければ思い出すことはないのです、どうにかしてその封筒を回収して欲しいと事業所に頼みました。なんとか上手く回収をして頂いたようですが、こんなことは後見人でなければ指示できません。それで思い出すこともなくなって、苦情も減ったようです。

また、この夏は暑かったので、訪問回数を増やしてもらう事に致しました。一日3回、夜間の安否確認は介護保険、事務所では対処できないので、ダスキンの手を借りることにしました。夜中の訪問は難しいので、毎晩電話をしてもらうことに致しました。間違い電話のふりでも何でもいいので、元気な声を確認して欲しいと依頼しました。あの暑さの中で、ご本人は雨戸を閉めきって、エアコンも扇風機も使わず過ごされていたようでした。食事問題でしたので、配食サービスとあって、毎日お弁当を届けてもらうサービスを利用することにしましたが、これにも頼まないのにお弁当が届くという市役所に苦情があったそうです。目先を変えて、ついでに寄った等口実を設けて、おにぎりでも持って行って欲しい、召し上がっても召し上がらなくとも、一日1回は届けて欲しい等々ケアマネさんと打ち合わせをし、ともかく自宅で亡くなって発見されたということのないようにしよう、暑さの続くあいだは、いくらお金を使ってもいいと申し伝えました。後見人が選任されるということはそういうことで、これで事業所は心置きなく様々な支援を考え、実行してくれました。

一方で私は、地域にある銀行全部をまわって、ご本人の預貯金を調べて歩くことを致しました。そうしましたら結構預貯金がありまして、そのお金でこれからご本人が、施設でうまくやってくれば良いと思っております。

ニコニコボックス

江原君 小林会員、本日の卓話楽しみにしております。宜しく願い致します。

小島君 守屋先生、叙勲おめでとうございます。小林さん本日の卓話宜しく願いします。

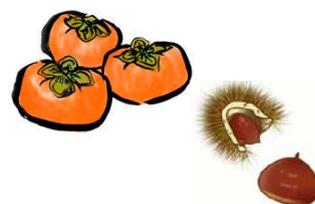
浜野君 小林さん、会員卓話宜しく願い致します。せっかくのお話なのに早退で最後まで聞かれなくて残念です。

稲見君 小林会員、今日のお話し楽しみです。

佐藤君 秋雨前線停滞、ダブル台風の到来とカラダにダメージが出ている方々が多いと思いますが、爽やかな秋もそこまで来ているようです、ガンバリましょう！
小林会員の卓話楽しみにしております、宜しく願い致します。

田中君 早退します、市民相談員を務めます。

結婚記念日 佐々木君



※ 次の例会

9月22日(火) 例会取り止め(定款6-1-C)

9月29日(火) 第2副SAA 園部君 田端君
会員卓話 益子申明会員